

別表(第2の1(2)関係)

部 名	計画等の名称
総務部	熊本県行政システム改革プラン
	熊本県財政健全化計画
	熊本県地域防災計画
企画振興部	熊本県科学技術振興指針
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	熊本県総合情報通信高度化プラン(くまもとチャレンジITプラン)
	第三次水俣・芦北地域振興計画
	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	熊本県離島振興計画
	国際化に関する総合指針
	国土利用計画熊本県計画
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	熊本県水資源総合計画(くまもと水プラン21)
	健康福祉部
熊本県保健医療計画	
くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康づくり計画)	
第2期高齢者ががやきプラン(熊本県高齢者保健福祉計画・熊本県介護保険事業支援計画)	
くまもと障害者プラン	
くまもと子ども未来プラン	
熊本県感染症予防計画	
熊本県水道整備基本構想	
環境生活部	熊本県環境基本指針
	熊本県環境基本計画
	熊本県地球温暖化防止行動計画
	地球温暖化防止へ向けた県庁率先行動計画
	有明海・八代海再生に向けた熊本県計画
	熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画
	熊本地域地下水総合安全管理計画
	熊本県一般廃棄物処理広域化計画
	熊本県廃棄物処理計画
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	熊本県社会参加活動推進基本方針
	熊本県男女共同参画計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第7次熊本県交通安全計画
	くまもと青少年プラン
	「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画

商工観光労働部	熊本県工業振興ビジョン
	熊本県労働行政プラン
	第7次熊本県職業能力開発計画
農政部	熊本県農業計画(チャレンジ21くまもと)
	農村地域工業等導入基本計画
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
	熊本県野菜振興計画
	熊本県果樹農業振興計画
	熊本県花き振興計画
	熊本県農業農村整備長期計画
林務水産部	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	地域森林計画
	沿岸漁業構造改善基本方針
土木部	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針
	熊本県景観整備基本計画
	熊本県住宅マスタープラン
	くまもと長寿社会住宅計画
	住宅建設五箇年計画
備考 この別表は、私学文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。	

熊本県公告第 812 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字囿 3790 番 5 の一部、同 3790 番 6 の一部及び同 3790 番 8 の一部
495.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡嘉島町大字下六嘉 3562 番地
山田 章史

熊本県公告第 813 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 15 年 6 月 27 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 15 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハンズマン画図店
熊本県熊本市画図町大字重富字外無田 1014-1 ほか 12 筆
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 15 年 11 月 21 日から平成 15 年 12 月 20 日まで

熊本県公告第 814 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 15 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマ NEW 熊本店
熊本県熊本市日吉一丁目 7 番 7 号
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 午後 8 時
変更後 午後 9 時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
変更後 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
変更後 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 15 年 11 月 11 日
- 4 届出年月日
平成 15 年 11 月 10 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 15 年 11 月 21 日から平成 16 年 3 月 20 日まで

熊本県公告第 815 号

県営郡浦地区（第 6 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 15 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子